

北川流域委員会設立準備会 ニュース

平成19年7月発行

No. 3



平成19年7月2日(月)、福井県立若狭歴史民俗資料館において『第3回北川流域委員会設立準備会』が開催されました。

目 次

●第3回北川流域委員会設立準備会の開催	1
■委員会のあり方について(答申)(案)の審議	1
■答 申	1
『北川流域委員会のあり方について(答申)』	2

このニュースレターは、北川流域委員会設立準備会の開催結果をお知らせするものです。

第3回 北川流域委員会設立準備会の開催

平成19年7月2日(月)、福井県立若狭歴史民俗資料館において第3回北川流域委員会設立準備会が開催され、北川流域委員会のあり方について(答申)(案)の内容について審議が行われました。

審議終了後には、設立準備会の福原委員長より国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所長に対し、「北川流域委員会のあり方について」の答申が行われました。

◆ 議 事

北川流域委員会のあり方について(答申)(案)について

◆ 審議結果

北川流域委員会のあり方について(答申)(案)について審議した結果、[資料-1]のとおり答申の内容が決定されました。

◆ 答 申

設立準備会の福原輝幸委員長より三輪準二福井河川国道事務所長に対し、「北川流域委員会のあり方について」の答申が行われました。



北川流域委員会のあり方について（答申）

はじめに

平成9年度の河川法の改正により、河川管理者である国土交通省は「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を策定することとなった。

近畿地方整備局においては、学識経験者や関係住民の方々、行政関係者など多方面から意見を聴き、今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「北川水系河川整備計画（国管理区間）」を策定するにあたり、北川水系の河川に関し学識経験を有する者及び流域の特性に詳しい方々から意見を聴く場として、北川流域委員会(以下「委員会」という。)の設置を予定している。

これに先立ち、委員会の委員構成・運営など委員会のあり方について審議することを目的として、第三者による「北川流域委員会設立準備会」（以下「準備会」という。）が平成19年3月22日に、福井河川国道事務所長により設置された。

準備会は、今後設置される委員会のあり方について、慎重に審議した結果を以下のとおり答申する。近畿地方整備局においては、本答申を踏まえ、「北川流域委員会」を設置されたい。

◆準備会の公開と運営

- ・準備会の審議は、委員会委員の選考を除き公開の場で行い、審議結果についてはホームページとニュースレター、及び準備会で定めた会議資料設置場所での閲覧によって公開した。

◆委員候補の選定

- ・委員候補のリスト作成にあたっては、準備会委員及び関係行政機関の推薦に加えて、一般公募も行った。
- ・委員候補者は、「治水」、「利水」、「自然環境」、「社会環境」、「地域特性」の分野から選定した。

1 北川流域委員会の構成について

(1) 流域委員会の構成

委員会は、総会のみで構成するものとする。なお、委員会は特定の課題について審議を行うため、必要に応じて委員会の下に部会を設けることができるものとした。

(2) 流域委員会の位置付け

流域委員会は、北川水系の河川整備計画（国管理区間）の策定にあたり、その原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見聴取方法について意見を述べることを目的として、意見の集約及び意思決定を行うものとする。

(3) 意見集約及び外部からの意見聴取

自由な意見を言うていただくために、少数意見についてもピックアップしていくものとする。

外部から専門的な知識の意見聴取が必要な場合は、意見を聴くことができるものとする。その場合は、出席を促すこととするが、書面による提出も可能とする。

(4) 審議期間

審議期間は、2年程度とする。

(5) 開催頻度

委員会の開催は、年に5回程度とする。

(6) 構成委員

北川流域委員会の委員構成に関して、専門分野については、北川の特性を踏まえて、治山、小浜湾漁業にも配慮した。公募委員については、北川流域の特性に詳しい者として公募を行った。委員会は実質的な議論を行う規模として、15名程度とした。

(7) 流域委員会の運営（庶務）

流域委員会の運営（庶務）は、近畿地方整備局が委託した者（又は民間企業）が中立的立場で行う。

2 北川流域委員会の委員

河川に関わる分野を可能な限り幅広くとらえることとし、委員構成も多様な専門性をもつ方や地域の特性等に詳しい方などを選定した。その結果は以下のとおりである。

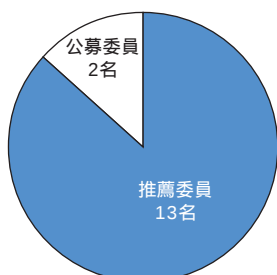
表－1 北川流域委員会委員

(五十音順、敬称略)

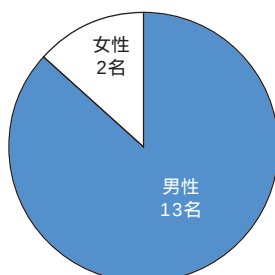
No	氏 名	専門分野	専門内容	所 属	備 考	公募
1	おおとも こういち 大伴 孝一	社会環境	法律	小浜ひまわり基金法律事務所 所長 弁護士	北川流域委員会 設立準備会委員	
2	おくむら みつし 奥村 充司	自然環境	底生生物 水質	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授		
3	かたやま しんいち 片山 進一	地域特性	まちづくり (地域活動)	NTTネオメイトサービス 北陸福井営業所 嘱託		○
4	さとふか よしふみ 里深 好文	治水	治山 治水	京都大学 大学院 農学研究科 森林科学専攻 准教授		
5	せいかい ただひさ 青海 忠久	自然環境	魚類	福井県立大学 生物資源学部 海洋生物資源学科 教授	北川流域委員会 設立準備会委員	
6	どうまえ たけし 堂前 武司	利水	内水面漁業	若狭河川漁業協同組合 代表理事組合長		
7	ながえ ひさお 永江 寿夫	社会環境	歴史文化	若狭町 文化財室 主査 学芸員		
8	なかじま てるひこ 中島 輝彦	利水	海面漁業	福井県 栽培漁業センター 主任研究員		
9	にしの ひかる 西野 ひかる	地域特性	環境 (生態保全)	若狭高校 講師		○
10	ひろはた さいち 廣畑 佐一	利水	農業	小浜東部土地改良区 理事長		
11	ふくはら てるゆき 福原 輝幸	治水	環境水理	福井大学 大学院 工学研究科 教授	北川流域委員会 設立準備会委員長	
12	ほそだ たかし 細田 尚	治水	河川工学	京都大学 工学研究科 都市社会工学専攻 教授		
13	まつむら としゆき 松村 俊幸	自然環境	哺乳類 鳥類	福井県 自然保護課 自然環境保全グループ GL		
14	みやわき みえこ 宮脇 美恵子	社会環境	婦人会 地域防災	小浜市連合婦人会 会長		
15	わたなべ さだみち 渡辺 定路	自然環境	植物	元 福井市自然史博物館 館長		

北川流域委員会委員の内訳

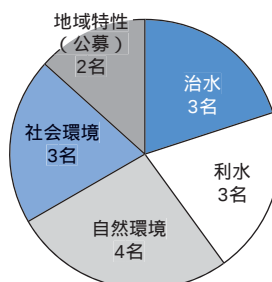
推薦委員と公募委員



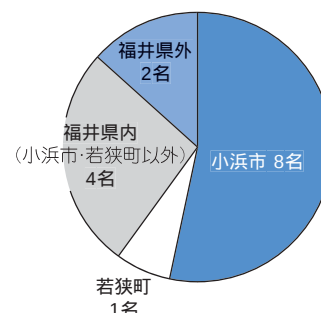
性別



専門分野別



地域別



3 北川流域委員会の情報公開について

流域委員会は、可能な限り公開することとする。

(1) 一般傍聴者の受付

一般傍聴者の受付については、委員会当日に会場において先着順に行うが、予定していた席数を超えてしまったような場合等を想定し、可能な限り多くの人に傍聴して頂けるような会場の確保や別室での傍聴等について対応するものとする。

(2) 会議開催の案内

会議開催の案内は、市町の広報誌の掲載には月日の余裕が必要であり難しいが、地域の方に伝えることが大切であり、記者発表、ホームページ掲載はもちろんのこと、第1回委員会開催周知も含めて、効果的な新聞折り込み広告を必要に応じて行うものとする。

委員会開催を地域に伝える方法として、以下の方法を挙げる。

- ・ 記者発表
- ・ ホームページ開設
- ・ 新聞折り込み広告 等

(3) 会議資料

会議資料は一般傍聴者に配布するとともに、ホームページ及び委員会で定めた閲覧場所において閲覧できるものとする。

(4) 議事録の公開

議事録は議事骨子及び議事詳録を公表し、公表にあたっては、プライバシー保護に充分配慮するものとする。議事骨子は、ニュースレターを発行し、ホームページで公表する。議事詳録は、ホームページ及び閲覧により公表する。

(5) 一般傍聴者の審議中の発言

一般傍聴者の審議中の発言については、審議の円滑な進行上から認めないものとする。ただし、寄せられた意見については各委員の目に触れられるような形態を取るものとする。



<参考1> 北川流域委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「北川流域委員会」（以下、「委員会」という。）という。

（設置）

第2条 委員会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第三項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長（以下、「整備局長」）が設置する。

（目的）

第3条 委員会は、北川水系の河川整備計画（国管理区間）の策定にあたり、その原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的とする。

（委員会）

第4条 委員会は、**総会のみ**で構成する。

2. 委員会において**部会**が必要と認めるときは、部会を設けることができる。
3. 委員会委員は、**15名**程度で構成し、北川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。
4. 委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
5. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
6. 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
7. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
8. 委員長は、委員会を招集し、開催する。
9. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。
10. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
11. 委員会の議決は、出席委員の過半数（同数の場合は、委員長の裁量に委ねる）をもってこれを行う。
12. 委員会は、委員会の意見集約にあたっては、少数意見があればこれを付す。
13. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴く（書面を含む）ことができる。

（部会）

第5条 委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて委員会の下に部会を設けることができる。

2. 部会を設置する場合は、部会運営方針及び部会規約を委員会において定める。
3. 部会委員は、委員会において選定する。
4. 部会委員は、委員会の委員と兼任することができる。

（河川管理者）

第6条 近畿地方整備局は、委員会の上承を得て、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。

2. 近畿地方整備局は、委員会から求められた事項については速やかに対応すること。

（情報公開）

第7条 委員会は、原則的に公開とし、その公開方法は、別紙「北川流域委員会情報公開」によるものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した者（又は民間企業）が、中立的立場で委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1) 会議資料(案)の作成
- 2) 議事録(案)の作成
- 3) 会議内容の整理及び公表資料(案)の作成
- 4) 委員会の議事・運営補助

（規約の改正）

第9条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

（雑則）

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

（施行期間）

この規約は、平成19年〇月〇日から施行する。

<参考2> 北川流域委員会情報公開（案）

- (1) 一般傍聴者
委員会当日に、会場にて先着順に受け付ける。
- (2) 会議開催の案内
会議開催の案内は、基本的に記者発表及びホームページにより行い、必要に応じて新聞折り込み広告等により行う。
- (3) 会議資料の公開
 - 1) 会議資料については、原則的に公表する。
 - 2) 会議資料の公表は、ホームページ及び委員会資料の設置場所において閲覧できるものとする。
 - 3) 会議資料において、公表できない資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）などは公表しない。

会議資料の設置場所

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 調査第一課
 福井河川国道事務所 北川出張所
 河川部 河川計画課
 小浜市役所 道路河川課
 若狭町役場 建設水道課
 住民サービス室

- (4) 議事録の公開
 - 1) 議事録は、議事骨子及び議事詳録を公表する。
 - 2) 議事録の公表にあたっては、プライバシー保護に配慮するとともに、委員会の責任において行う。
 - 3) 議事録の公表手段は、議事骨子をホームページ・ニュースレター、議事詳録をホームページ・閲覧とする。
- (5) 記者会見
委員会終了後の記者会見は行わない（ただし、委員長が必要と認めるときはこれを行う。）。記者会見を行う場合は、一般傍聴者も参加できる。
- (6) その他
一般傍聴者の審議中の発言は、これを認めない。なお、審議終了後の発言の機会の取り扱いについては、委員長の判断に委ねる。

<参考3> 北川流域委員会設立準備会委員名簿

氏 名	専 門	役職名	備 考
おおとも こういち 大 伴 孝 一	法 律	小浜ひまわり基金法律事務所 所長 弁護士	
せいかい ただひさ 青 海 忠 久	自然環境 (魚類)	福井県立大学 生物資源学部 海洋生物資源学科 教授	
ふくはら てるゆき 福 原 輝 幸	環境水理	福井大学 大学院 工学研究科 教授	委員長

<参考4> 答申策定過程

年 月 日	事 項	主な議事内容
平成19年3月22日	第1回準備会	・ 設立準備会の規約 ・ 設立準備会議の運営方針 ・ 設立準備会議の情報公開 ・ 設立準備会議のスケジュール ・ 北川流域委員会の構成及び委員選考規定 ・ 推薦委員選考要領 ・ 公募委員選考要領
平成19年5月24日	第2回準備会	・ 委員会の運営・公開方法 ・ 委員会委員の選考（非公開）
平成19年7月 2日	第3回準備会	・ 答申

この印刷物は再生紙を使用しています。

会議資料等の閲覧・入手方法について

会議資料等は、下記の関係機関およびホームページにて閲覧できます。

設置機関		担 当	所在地	電話番号	準備会ニュース の設置場所	準備会資料 の設置場所
近畿 地方 整備局	福井河川国道 事務所	調査第一課 福岡	福井市花堂南 2-14-7	0776 (35) 2661 内線352	1階 展示室	4階 調査第一課
	福井河川国道 事務所 北川出張所	事務係 神吉	小浜市遠敷1-101	0770 (56) 1764 (直通)	2階 事務室	2階 事務室
	河川部	河川計画課	大阪市中央区 大手前 1-5-44	06 (6942) 1141	1階 P R コーナー	7階 河川計画課
自 治 体	小浜市役所	道路河川課 岩滝	小浜市大手町6-3	0770 (53) 1111 内線257	2階 道路河川課	2階 道路河川課
	若狭町役場	建設水道課 吉村	三方上中郡若狭町 中央1-1	0770 (45) 9104 (直通)	1階 建設水道課	1階 建設水道課
		住民サービス室	三方上中郡若狭町 市場20-18	0770 (62) 2700 (直通)	1階 住民サービス室	1階 住民サービス室

北川流域委員会
設立準備会ホームページ
<http://www.fukui-moc.go.jp/kitagawa/junbi/>



北川流域委員会設立準備会 ニュース No.3
平成19年7月発行

- 編集・発行 北川流域委員会設立準備会
- 問い合わせ先 北川流域委員会設立準備会 庶務
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所
調査第一課 松田・福岡
〒918-8015 福井市花堂南2-14-7
TEL:0776-35-2661 / FAX:0776-35-7946
- 北川流域委員会設立準備会ホームページ
<http://www.fukui-moc.go.jp/kitagawa/junbi/>

北川流域委員会設立準備会ニュースレターは、最新号、バックナンバーともにホームページでもご覧頂けます。